

会議録（2020年度 第6回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2021年1月18日（月） 午後2時～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県庁本庁舎6階 正庁
- 3 出席者
（委員） 大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、藤森委員、
前田委員、山崎委員
（県建設局） 建設局技監、道路維持課担当課長、道路建設課担当課長、
建設企画課担当課長 他
（県農林基盤局） 農地計画課長、農林総務課担当課長 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①第5回委員会 会議録の確認について
 - ②第5回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③対象事業の審議について
【事前評価】農業農村整備事業 7事業
 - ④道路・街路事業の事業評価マニュアルの改定について
 - ⑤愛知県公共事業評価実施要領の改定について
 - （3）閉会

1 第5回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第5回委員会 修正評価調書の確認について

①街路事業（連続立体交差事業）：都市高速鉄道東海旅客鉄道武豊線（半田駅付近）

事務局から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

②道路事業：一般国道301号（益富拡幅）、主要地方道瀬戸大府東海線

道路建設課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 対象事業の審議について

【事前評価】

(1) 農業農村整備事業

① 農業農村整備事業（水質保全対策事業）：新多加木地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 維持管理費節減効果について、なぜマイナスになるのか。

現状は漏水に対する補修が必要となり維持管理費がかかるが、（事業実施によって）改修すれば維持管理費を節減できるということではないのか。

[県] 費用対効果の算定方法として、施設の機能が全く無い状況と、施設が作られて適切に維持管理されている状況を比較する。維持管理費は、維持管理すべき施設が作られると生じるため、効果額はマイナスになる。

[委員] 漏水の「頻発」とは、どの程度のことか。全線を改修することについて、全域で漏水が頻発しているなら分かるが、特に交通量の多いところで漏水が多く発生しているのであれば、その部分だけを改修する方法も考えられる。

[県] 漏水の発生件数は、1995年から2019年までの間で、最初の10年間では4件程度だったが、直近の10年間では14件に増えている。全線を開削して調査した訳ではないが、漏水の原因は継手の部分等であると想定している。また、漏水が発生した箇所だけを直しても抜本的な解決にはならないため、全線を改修する計画としている。

[委員] 「10年間で14件」というのは「頻発」と言って良いのか。改修の目安が特に無ければ、「老朽化しているから（改修する）」と言う方が良いのではないのか。

[委員] 1箇所だけ直すと、そこは強くなるが、次に弱いところが破損する、というように、1箇所だけ直すと、違う場所で破損することが繰り返されるため、全線を一括して改修する方法は妥当である。

また、道路下で漏水が発生すると、道路の破損や事故につながる恐れもあるため、「10年間で14件」は深刻な事態であり、改修は妥当であると考えます。

[委員] 漏水を防止することによる効果は、具体的にはどの効果項目に入っているのか。

[県] 漏水が起こると本来行くべきところに用水が行き渡らず、作物が育たなか

ったり、品質が悪くなったりする状況となるため、漏水を防止することによる効果は、作物生産効果、品質向上効果に大きく現れる。

[委員] 費用対効果の算定方法は国で決められており、現実と国が決めた方法に違いがあっても、県は、国が決めた方法を使わざるを得ないのではないか。

[委員] 事業に即した算定方法なのか疑問がある。事業に即した方法で算定すれば、便益は、本算定結果よりも大きくなるのではないか。

他県の事業評価監視委員会の議事録を見ても議論になっており、より地域に合わせた算定方法を採用しようとしている委員会もある。そもそも「(施設) なかりせば」からスタートするのがどうかと思う。

[県] 費用対効果の算定方法について、「事業ありせば」、「事業なかりせば」という考え方に対する疑問を聞いたことはあるが、農業農村整備事業は、農林水産省の補助事業であることから、農林水産省が決めた方法に従っている。他県でも、費用対効果の算定方法は全く同じはずである。

[委員] 費用対効果の算定方法の説明が分かりにくい。次回以降、工夫してもらいたい。

[県] 承知した。

[結論] 対応方針(案)について了承する。

②農業農村整備事業(経営体育成基盤整備事業):伊良湖3期地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 事業計画について、なぜ「調査・設計」が最終年度まで必要なのか。調査・設計はもう少し前に終わらせないと、工事が終わらないのではないか。

[県] 調査・設計には、工事発注用の設計図書作成や、当初計画で把握できなかった事態に対応する業務等がある。可能性として、最終年度まで予定している。

[委員] それは他事業でも同じだと思う。もっと早く終わるのではないか。逆に、本当に2028年度までに完了するのか聞きたい。農業農村整備事業では、事業期間を延長する事業がよく見られる。そういう事業に対して、「もう少し

まともな計画を立てられないのか」と質問することが多い。今回は事前評価なので、この点について確認したい。

[県] 事業着手前の現状から把握できることを反映して、事業計画を策定している。想定外の事象が何も起こらなければ、最終年度までの期間は必要無くなることも考えられる。

用地補償についても、個別に交渉、契約していくため、早く完了することもある。可能性として、最終年度まで予定している。

[委員] 費用対効果分析結果について、「営農条件の改善」と言いながら、営農経費節減効果がマイナスになることに違和感がある。

[委員] 営農経費節減効果、維持管理費節減効果のマイナス効果については、見直すことは出来ないのか。

[県] 農林水産省の補助事業であり、農林水産省が決めた方法を修正することは出来ないが、このような議論があることを、機会を捉えて国に挙げていきたい。現時点で見直すことは難しい。

[委員] 国に対してこの算定方法で補助金を申請するのは自由だが、本評価調書を読むのは県民である。

もう少し理解できる補足説明を追加することは出来ないか。本評価調書が公開されたときに、何をしているのか分からないようではいけない。

[県] 効率的な営農によって生産性を上げるために新たなものを作ると、その新たなものを維持管理する経費がかかるようになるが、それ以上に、作物生産効果や品質向上効果があるため、総合的に事業効果がある。

マイナス効果が分かりにくいことについては、備考欄に補足説明を記載するなど、次年度以降に工夫をする。

[委員] 承知した。県民が評価調書を見て理解できるように工夫してもらいたい。

[委員] 効果の区分の名称は、国で決まっているのか。

[県] そのとおりである。

[委員] 「農道整備による荷痛みの減」が品質向上効果に計上されているが、営農に係る走行経費節減効果には、何を積み上げているのか。

[県] 営農に係る走行経費節減効果については、道幅を広くし、舗装することによって走行速度が上がり、走行時間を短縮できることから、労務単価等に時間を掛けて、積み上げている。

[委員] 「農道整備による荷痛みの減」について、走行による荷傷みは走行経費に反映されるのではないか。

[県] 品質向上効果には、農道整備によって荷痛みが減少する効果と、用水供給によって作物の品質が向上する効果がある。

[委員] 道路を広くする事業と、用水を供給する事業は、別々の事業で実施しないのか。

[県] 別々に実施することも可能であるが、一体的に実施した方が、調査や設計の手間が省かれるため、通常は一体的に実施する。

[委員] 品質向上効果について、農道と用水の割合はどの程度か。

[県] 区画整理：用水：農道＝1：16：2の割合である。

[委員] 豊川用水には、それほど余力が無いのではないか。

[県] 豊川用水の供給計画に、この受益地も含まれている。ただし、給水栓が全部の圃場には無く、豊川用水から各圃場に送水する施設も無いため、本事業で整備することとしている。

[委員] 井戸で良いなら、井戸を利用すれば良いのではないか。営農者が、井戸をやめたいと言っているのか。

[県] 井戸水は、汲めるときと汲めないときがある。圃場に水を撒きたいときは、雨が少ない時期が多く、井戸水もなかなか汲めない。井戸水は、不安定である。一方、豊川用水とつながれば、一番必要なときに必要な用水が供給される。

[委員] 効果の各項目に複数の効果が含まれているため、分かりにくい。もう少し分かり易くなるように、今後、改善してもらいたい。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

③農業農村整備事業（たん水防除事業）：宮浦地区、土吐川地区、岡島地区の審議
農地計画課から説明。

[委員] 事業の必要性について、表の「旧況」が何を意味しているのかが明確でないため、「旧況」の後ろにカッコ書きで年数を入れる等、「旧況」の意味を記載しておくが良い。また、同じ表の「OK」「NG」が、評価調書として少々違和感があるため、横に列を追加し整備水準を満足しているか否かを記載する等、改善してほしい。

[県] 「旧況」の定義は、地区内開発等の社会的変化が起こる前の状況である。年数と合わせて、分かり易く追記する。

「OK」「NG」については、判断基準となる目安を記載することで改善したい。

[委員] 土吐川地区の補足説明資料において、湛水時間の記載は正しいか。

[県] 誤記載である（評価調書に誤記載は無い。）。

[委員] 土吐川地区の必要性について、湛水時間の計画値が23.2時間となっているが、他地区の状況を見ても、いずれ排水能力が低下し流出量が増加することとなり、40年経たないうちに24時間を超えてしまうのではないか。

[県] ポンプの耐用年数である20年程度経過したところで一度、ポンプのオーバーホールを行って延命を図り、40年程度経過したところで全面更新する。したがって、ポンプの能力は維持出来るものと考えている。流域開発がさらに進むことは懸念されるが、防災事業として、現在想定されるものを防ぐ以上の増強は困難である。

[委員] 土吐川地区について、（地区内の送水路から）福田川に排水する計画になっているが、現況のように、福田川流入部に排水機場を設置した方がスムーズに排水できるように思えるがどうか。

[県] 地区内からの排水量については、外水位である福田川水位と排水機場吐水槽水位の水位差により必要流量を排水する計画であり、排水機場の位置については問題無い。現況排水路を利用するよりも新たに送水路を新設する方が、損失水頭が少なく、また経済的であることから、本計画のとおり配置した。

[委員] 送水路の途中で排水の流入はあるのか。

[県] 排水の流入は無い。

[委員] なぜ、既設はこの位置にあったのか。

[県] もともとは用排兼用水路であって、途中で排水の流入があったためと考えられる。現在は、流入は無く、希なケースではあるが、本計画では、排水機場の設置位置も含めて、経済性や実効性等を検討した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

④農業農村整備事業（用排水施設整備事業）：丹羽排水地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 事業手法の妥当性について、代替案として、開水路構造以外に、どのような構造が考えられるのか。

[県] パイプライン化や暗渠化が考えられるが、維持管理面を考えると、基本的には容易にメンテナンスできる構造が望ましい。また、パイプラインも暗渠構造も、かなり高価な工法であるため、開水路構造の方が比較するまでもなく経済的である。

[委員] 調整池を作るのと、（調整池を作らず）水路を全部改修するのと、事業費はどのくらい違うのか。下流がもっと流れれば、調整池は要らないのか。

[県] 現況の用地内で水路幅を最大限確保しても足りない分を、調整池に貯留する計画である。水路用地があり、水路断面を確保できれば、調整池は要らない。

[委員] 大きく迂回すれば調整池は要らなかったのか。それとも、調整池用の土地があったのか。

[県] 調整池については、新たに用地を取得して造成する。

[委員] 調整池用地の所有者は第三者か。

[県] 一般の地権者である。内諾は得られているものの、契約等は今後行う。

[委員] 事業進捗が遅れる要因になり得る。

[県] 用地補償については、「100%大丈夫である」とはなかなか言えないが、現時点で地権者の理解が得られているため、速やかに契約事務等を行っていきたい。

[委員] 本地域には農地だけでなく宅地も多いため、早く完成すると良いが、早期に完成させるには、本計画（路線決定）が妥当ということなのか。

[県] 本地域は市街化も進んでおり、路線の新設は現実的ではない。

[委員] 費用対効果分析結果について、たん水防除事業と比べて、災害防止効果（一般資産）が小さいのは、流域面積が小さいからか。

[県] そのとおりである。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

⑤農業農村整備事業（海岸整備事業）：伊良湖樋門地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 地元との合意形成について、合意形成に「努めている」と記載されているが、合意形成が図られないリスクがあるのか。努めた結果をどのように予測しているのかを記載した方が良い。合意が得られず、工法の変更や事業期間の延長が生じるリスクがあるのか。

[県] 基本的には無い。

[委員] そうであれば、表現を変えるべきである。

[県] 「合意形成に努めている」を「合意形成が図られている」に修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

4 道路・街路事業の事業評価マニュアルの改定について

道路建設課から、改定（案）を説明。

[委員] 貨幣価値化困難な評価項目について、メリットだけではなくデメリットの項目もあるべきではないか。

[県] 事業による整備効果を評価するため、このような評価項目としている。しかしながら、事業を進めていく上では、事業実施によるデメリットについても、地元住民に説明していくことになる。

[委員] 今後のマニュアル改定時には、メリットだけではなく、デメリットについての項目をマニュアルに明記し、チェックしていくことで、公平な事業評価となり、事業の理解が得られるのではないか。

[県] 事業実施によるデメリットについても、県民の理解が得られるように、評価調書には、デメリットも意識した内容をできる限り記載することに努めたい。

[委員] 承知した。

[委員] 地域の活性化とは別に、地域の魅力向上の評価項目を設けた理由は何か。

[県] あいち社会資本整備方針を踏まえ、交通量の少ない山間地も含めた主要観光地へのアクセス道路等の整備を進めていくために、評価項目に追加した。

[結論] 道路・街路事業の事業評価マニュアルの改定（案）について了承する。

5 愛知県公共事業評価実施要領の改定について

道路維持課から、改定（案）を説明。

特に意見なし。

[結論] 愛知県公共事業評価実施要領の改定（案）について了承する。